

地域資源活用新事業展開支援事業費等補助金
（伝統的工芸品産業支援補助金）交付要綱

平成20・03・27財製第3号

経 済 産 業 省

地域資源活用新事業展開支援事業費等補助金（伝統的工芸品産業支援補助金）交付要綱

目 次

(目次)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(本文)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(別表)	
別表 伝統的工芸品産業支援補助金事業別補助対象経費・・・・・・・・	1 2
(様式)	
様式第 1 交付申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
様式第 2 交付決定通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
様式第 3 補助事業の内容（経費の配分）変更承認申請書・・・・・・・・	2 2
様式第 4 補助事業中止（廃止）承認申請書・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
様式第 5 補助事業遅延等報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
様式第 6 補助事業遂行状況報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
様式第 7 補助事業実績報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8
様式第 8 1 概算払請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 9
様式第 8 - 2 精算払請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 1
様式第 9 取得財産等管理台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 2
様式第 1 0 取得財産等管理明細表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 3
様式第 1 1 取得財産の処分承認申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4
様式第 1 2 消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書・・・・・・・・	4 5
様式第 1 3 企業化状況報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
様式第 1 4 産業財産権等取得等届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7

地域資源活用新事業展開支援事業費等補助金（伝統的工艺品産業支援補助金）交付要綱

（通 則）

第1条 地域資源活用新事業展開支援事業費等補助金（伝統的工艺品産業支援補助金）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

（定 義）

第2条 補助金における「組合等」及び「団体等」とは、次の各号に定めるところによる。

（1）「組合等」とは、次の各号に該当するものをいう。

伝統的工艺品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号。以下「伝産法」という。）第4条第1項に定める振興事業又は伝統的工芸用具及び伝統的工芸材料に関する取り扱い（平成13年10月11日、平成13・05・10製第3号。経済産業大臣平沼赳夫。以下「大臣通達」という。）8に定める産地振興事業を実施する製造協同組合等

伝産法第7条第1項に定める共同振興事業又は大臣通達9に定める産地共同振興事業を実施する特定製造協同組合等及び販売事業者又は販売協同組合等

伝産法第9条第1項に定める活性化事業又は大臣通達10に定める産地活性化事業を実施する製造事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者に限る。）又は製造協同組合等

伝産法第11条第1項に定める連携活性化事業又は大臣通達10の2に定める連携活性化事業を実施する製造事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者に限る。）又は製造協同組合等及び連携製造事業者又は連携製造協同組合等

（2）「団体等」とは、伝産法第13条第1項に定める支援事業又は大臣通達11に定める産地支援事業を実施しようとする者をいう。

（交付の目的）

第3条 補助金は、組合等及び団体等が行う事業に対し当該経費の一部を補助することにより、伝統的工艺品（伝統的工芸用具及び伝統的工芸材料を含む。以下同じ。）産業における中小企業の振興を図り、もって国民の生活に豊かさと潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(交付の対象)

第 4 条 補助金は次に掲げる事業 (以下「補助事業」という。) を行うために必要な経費であって、別表に掲げる経費のうち、所轄の経済産業局長及び内閣府沖縄総合事務局長 (以下「経済産業局長」という。) が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

(1) 伝統的工芸品産業産地振興事業

振興事業

組合等が後継者の確保・育成、技術・技法の記録収集・保存、原材料の確保、需要の開拓、意匠の開発を行う事業

共同振興事業

組合等が共同需要開拓及び新商品共同開発を行う事業

(2) 伝統的工芸品産業活性化事業

活性化事業

組合等が従事者の研修、技術又は技法の改善その他品質の改善、原材料についての研究、需要の開拓、原材料の共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化、消費者への適正な情報の提供及び新商品の開発又は製造を行う事業

連携活性化事業

組合等が連携して従事者の研修、技術又は技法の改善その他品質の改善、原材料の研究、需要の開拓、原材料についての共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化、消費者への適正な情報の提供及び新商品の開発又は製造を行う事業

(3) 伝統的工芸品産業振興支援事業

団体等が行う従事者の後継者の確保・育成、消費者等との交流促進、その他の伝統的工芸品産業の振興を支援するために行う事業

(補助下限額及び補助率)

第 5 条 所轄経済産業局長は、補助金の交付の決定に当たっては、決定額の下限を原則 100 万円とするものとする。

2 補助金の額は、伝統的工芸品産業産地振興事業にあつては、第 4 条に規定する経費の 2 分の 1 以内 (ただし、別表「補助対象経費」に掲げる後継者育成事業に要する経費のうち、研修教材等諸費は、3 分の 1 以内)、伝統的工芸品産業活性化事業にあつては、第 4 条に規定する経費の 2 分の 1 以内、伝統的工芸品産業振興支援事業にあつては、第 4 条に規定する経費の 2 分の 1 以内 (ただし、別表「補助対象経費」に掲げる地域伝統的工芸品産業人材育成・交流支援事業に要する経費は、3 分の 1 以内) とする。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を申請しようとする組合等及び団体等は、原則として毎年度所轄経済産業局長が別に定める期日までに様式第 1 による申請書を所轄経済産業局長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を申請しようとする組合等及び団体等は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(電子申請等)

第 7 条 補助金の交付を申請しようとする組合等及び団体等は、前条第 1 項の規定に基づく交付の申請、第 9 条の規定に基づく申請の取下げ、第 1 0 条第 1 項の規定に基づく計画変更の申請、第 1 1 条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の申請、第 1 2 条第 2 項の規定に基づく実施契約締結の届出、第 1 3 条第 1 項の規定に基づく権利の譲渡若しくは承継の承諾の申請、第 1 4 条の規定に基づく補助事業遅延等の報告、第 1 5 条の規定に基づく状況報告、第 1 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく実績報告、第 1 8 条第 2 項の規定に基づく支払請求、第 2 1 条第 3 項の規定に基づく処分の承認申請又は第 2 2 条第 1 項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第 2 6 条の 4 第 1 項の規定に基づき経済産業大臣（以下「大臣」という。）が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

- 2 補助金の交付を申請しようとする組合等及び団体等は、前項の規定に基づき電磁的方法により交付申請等を行う場合に、申請書に代えて作成する電磁的記録（適正化法第 2 6 条の 3 の規定に基づき大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に添えて提出すべき添付書類に代わる電磁的記録を提出できないときは、申請書に代わる電磁的記録を提出した日から 3 日以内に所轄経済産業局長あて郵送し、又は直接持参する方法により、添付書類を提出することができる。

- 3 所轄経済産業局長は、第 1 項の規定により行われた交付申請等に係る次条第 1 項の規定に基づく交付決定、第 1 0 条第 1 項の規定に基づく承認、第 1 3 条第 1 項の規定に基づく承諾、第 1 4 条の規定に基づく指示又は第 2 1 条第 3 項の規定に基づく承認について、補助金の交付を申請しようとする組合等及び団体等が書面による通知を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知を電磁的方法により行うことができるものとする。

4 所轄経済産業局長は、第17条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令及び同条第3項の規定に基づく延滞金の納付命令（第19条第4項及び第22条第3項の規定において準用する場合を含む。）、第19条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令及び同条第3項の規定に基づく納付命令又は第20条第4項の規定に基づく納付命令（第21条第4項において準用する場合を含む。）、第22条第2項の規定に基づく返還命令、第26条第2項に基づく閲覧要求について、補助金の交付を申請しようとする組合等及び団体等が電磁的方法による通知を受けることを申し出たときに限り、当該通知を電磁的方法により行うことができるものとする。

（交付決定の通知）

第8条 所轄経済産業局長は、第6条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認められるときは、様式第2による補助金交付決定通知書により組合等及び団体等に送付するものとする。

2 第6条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 所轄経済産業局長は、第1項による交付の決定に当たっては、第6条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

4 所轄経済産業局長は、第6条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

5 所轄経済産業局長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第9条 組合等及び団体等は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を所轄経済産業局長に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第10条 組合等及び団体等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を所轄経済産業局長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1） 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配

分額の20パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 所轄経済産業局長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 組合等及び団体等は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第4による申請書を所轄経済産業局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(契約等)

第12条 組合等及び団体等は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 組合等及び団体等は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、所轄経済産業局長に届け出なければならない。

(債権譲渡の禁止)

第13条 組合等及び団体等は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を所轄経済産業局長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 所轄経済産業局長が第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、組合等及び団体等が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、組合等及び団体等が所轄経済産業局長に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、所轄経済産業局長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各

号に掲げる異議を留めるものとする。また、組合等及び団体等又は債権を譲り受けた者が所轄経済産業局長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは、民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 所轄経済産業局長は、組合等及び団体等に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 所轄経済産業局長は、組合等及び団体等による債権譲渡後も、組合等及び団体等との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら組合等及び団体等と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて組合等及び団体等が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、所轄経済産業局長が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、所轄経済産業局長が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(補助事業遅延等の報告)

第14条 組合等及び団体等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第5による報告書を所轄経済産業局長に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告書)

第15条 組合等及び団体等は、補助事業の遂行及び収支の状況について、所轄経済産業局長の要求があったときは速やかに様式第6による報告書を所轄経済産業局長に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 組合等及び団体等は、補助事業を完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)は、その日から起算して30日以内又はその翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7による報告書を所轄経済産業局長に提出しなければならない。

- 2 補助事業の実施期間内において国の会計年度が終了したときは、翌年度4月30日までに前項に準ずる報告書を提出しなければならない。
- 3 組合等及び団体等は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第17条 所轄経済産業局長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該組合等及び団体等に通知するものとする。
- 2 所轄経済産業局長は、組合等及び団体等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第18条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 組合等及び団体等は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第8による精算(概算)払請求書を所轄経済産業局長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第19条 所轄経済産業局長は、第11条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。
- (1) 組合等及び団体等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく所轄経済産業局長の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 組合等及び団体等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 組合等及び団体等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 所轄経済産業局長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対

する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 所轄経済産業局長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第20条 組合等及び団体等は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 組合等及び団体等は、取得財産等について、様式第9による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 組合等及び団体等は、当該年度に取得財産等があるときは、第16条第1項に定める報告書に様式第10による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 所轄経済産業局長は、組合等及び団体等が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき経済産業大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
- 3 組合等及び団体等は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第11により所轄経済産業局長の承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第22条 組合等及び団体等は、補助事業終了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第12により速やかに所轄経済産業局長に報告しなければならない。

- 2 所轄経済産業局長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第17条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(成果の企業化等)

- 第23条 組合等及び団体等は、伝統的工芸品産業産地振興事業において、新商品及び意匠の開発に係る補助事業の成果を企業化するよう努めなければならない。
- 2 前項の事業者は、補助事業の完了した日(当該補助事業に続いて、同一補助事業計画名に係る継続の補助事業が実施された場合には、当該継続補助事業の最終の補助事業の完了した日をいう。以下同じ。)の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度の終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間の企業化状況等について、様式第13による報告書を所轄経済産業局長に提出しなければならない。
 - 3 第1項の組合等及び団体等は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

- 第24条 組合等及び団体等は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は著作権等(以下「産業財産権等」という。)を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、様式第14による報告書にその旨を記載し、所轄経済産業局長に届け出なければならない。

(収益納付)

- 第25条 所轄経済産業局長は、第23条第2項又は第24条の規定に基づき提出された報告書に、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、当該補助事業に基づく成果の企業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業に基づく成果の他への供与による収益が生じたと認めるときは、当該組合等及び団体等に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができるものとする。

(帳簿等の整備)

- 第26条 組合等及び団体等は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。
- 2 組合等及び団体等は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、所轄経済産業局長の要求があった

ときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度予算に係るものから適用する。

別表 伝統的工芸品産業支援補助金事業別補助対象経費

事業区分	補助対象経費		
	経費区分	内容	内容詳細
振	後継者育成事業	研修講師謝金	講師謝金
		研修講師旅費	講師旅費
		研修旅費	研修旅費
		研修教材等諸費	テキスト代(資料印刷費、資料コピー費、教材用図書購入費)、研修に要する原材料購入費、簡単な工具・用具類の購入費、研修室借料、資料購入費(工程を示した実物見本、完成品を含む。) 機器・道具類借料
興	技術・技法の記録収集・保存事業	企画会議費	謝金、会場費、会議費
		資料収集費	文献資料等購入費、作品資料購入費
		記録フィルム等、記録文献作成費	謝金、記録フィルム等作成費、記録文献作成費、印刷製本費
事	原材料確保対策事業	企画会議費	謝金、会場費、会議費
		原材料開発研究調査費	調査旅費、報告書作成費、原材料収集・分析費
業	需要開拓事業	企画会議費	委員謝金、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費
		展示会開催事前準備費	事務打合せ旅費、通信連絡費、印刷広報費(ポスター・パンフレット・開催要綱・案内状作成費、発送費、掲載費)、映像資料等作成費
		展示会等開催事業費	出展旅費、会場費、装飾費、出品物梱包及び運送費
		展示会成果検討費	謝金、検討委員会会場費、検討委員会会議費、成果アンケート調査用紙印刷費、アンケート調査集計アルバイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費

	意匠開発事業	企画会議費	委員謝金、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費
		意匠開発費	専門家コンサルタント雇用料、専門家コンサルタント旅費、新商品試作費
		求評会開催事業費	会場費、会場設営費、求評会運営費（案内状作成費、パンフレット作成費、発送費）
		求評会等成果検討費	謝金、検討委員会会場費、検討委員会会議費、成果アンケート調査用紙印刷費、アンケート調査集計アルバイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費

事業区分	補助対象経費		
	経費区分	内 容	内 容 詳 細
共同振	需要開拓等共同展開事業	企画会議費	委員謝金、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費
		展示会等開催事前準備費	事務打合せ旅費、通信連絡費、印刷広報費（ポスター・パンフレット・開催要綱・案内状作成費、発送費、掲載費）
		展示会等開催事業費	会場費、装飾費、出品物梱包及び運送費、出展旅費
興事業	新商品共同開発事業	展示会成果検討費	謝金、検討委員会会場費、検討委員会会議費、成果アンケート調査用紙印刷費、アンケート調査集計アルバイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費
		企画会議費	委員謝金、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費
		新商品開発費	専門家コンサルタント雇用料、専門家コンサルタント旅費、新商品試作費
		求評会開催事業費	会場費、会場設営費、求評会運営費（案内状作成費、パンフレット作成費、発送費）
		求評会成果検討費	謝金、検討委員会会場費、検討委員会会議費、成果アンケート調査用紙印刷費、アンケート調査集計アルバイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費

事業区分	補助対象経費	
	経費区分	内容
産地活性化事業	産地活性化事業	組合等が行う活性化事業及び連携活性化事業に要する経費であって、当該実施事業内容から経済産業局長が必要であると認められた経費(ただし、組合等の人件費、外国からの招へい旅費、不動産購入費は除く。)
伝統的工芸品産業 振興支援事業	地域伝統的工芸品産業人材育成・交流支援事業費	講師謝金、講師旅費、研修教材費、資料収集費、広報・宣伝費(ポスター、パンフレット、実施要領作成費)、通信運搬費、借料及び損料、光熱水料、アルバイト賃金、消耗品費、報告書作成費
	産地プロデューサー事業	団体等が行う産地プロデューサー事業に要する経費であって、当該実施事業内容から経済産業局長が必要であると認められた経費(ただし、団体等の人件費、外国からの招へい旅費、不動産購入費は除く。)

経済産業局長 殿

住 所
申請者
名 称
印

平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金交付申請書

上記補助金の交付について、地域資源活用新事業展開支援事業費等補助金（伝統的工芸品産業支援補助金）交付要綱第 6 条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の目的
2. 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額
 - (1) 補助事業に要する経費 円
 - (2) 補助金交付申請額 円
3. 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
(別紙補助事業計画書のとおり)
4. 補助事業開始及び完了予定期日
平成 年 月 日～平成 年 月 日

- (注) 1. 交付申請書に次の算式を明記すること。
補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金交付申請額
2. 申請に応じて () 内を適宜修正すること。
 3. 本様式は、日本工業規格 A 4 縦型とすること。

伝統的工芸品産業支援補助金経費配分総括表

(単位：円)

事業区分	経費区分	内容	国庫補助 事業に要 する経費	国庫補助 対象経費	国庫補助 金交付申 請額	自己調達資金等			備考
						都道府県 の補助金	市区町村 の補助金	組合等の 自己資金	
1. 振興事業	後継者育成事業								
	計								
	技術・技法の記 録収集・保存事 業								
	計								
	原材料確保対策 事業								
	計								
	需要開拓事業								
	計								
	意匠開発事業								
	計								
小計									
2. 共同振興 事業	需要開拓等共同 事業								
	計								
	新商品共同開発 事業								
	計								
小計									
3. 産地活性 化事業	産地活性化事業								
	計								
小計									
4. 伝統的工 芸品産業振興 支援事業	伝統的工芸品産 業人材育成・交 流支援事業								
	計								
	産地プロデュ ーサー事業								
	計								
小計									
合計									

(注) 各事業の内訳は補助対象経費の経費区分毎に記入すること。

様式第1の別紙1

伝統的工芸品産業支援補助金事業計画書

1. 事業区分の名称
 2. 実施団体名 (組合等又は 団体等)
 3. 事業内容

実施テーマ名
 事業目標
 必要性・期待される効果
 事業内容・実施方法
 実施日程(開始予定日/完了予定日)
 実施予定場所

4. 補助対象経費等

(単位:円)

経費区分	国庫補助事業に要する経費	国庫補助対象経費	国庫補助対象経費の算出基礎	自己調達資金等	国庫補助金交付申請額	備考
その他						
合計						

5. 補助事業に要する経費の調達方法

費目	金額(円)
自己調達資金等	
都道府県の補助金	
市区町村の補助金	
組合等又は団体等の資金	
国庫補助金申請額	
合計	

(注) 各事業区分ごとに記載すること。

様式第1の別紙2

産地活性化事業

(活性化事業・連携活性化事業)

1. 実施主体の概要

2. 事業内容

(1) 実施テーマ名

(2) 実施予定体制

(3) 事業目標・必要性・期待される効果・具体的内容

(4) 実施予定場所

(5) 実施期間(開始予定日/完了予定日)

(6) 委託する場合

委託予定先

委託契約予定日、委託予定期間

具体的内容

3. 経費内訳(単位:円)

様式第1の別紙3

産地プロデューサー事業

1. 実施主体の概要（プロデューサー名・役職等）

2. 事業内容

（1）実施テーマ名

（2）実施予定体制

（3）事業目標・必要性・期待される効果・具体的内容

（4）実施予定場所

（5）実施期間（開始予定日／完了予定日）

（6）委託する場合

委託予定先

委託契約予定日、委託予定期間

具体的内容

3. 経費内訳（単位：円）

殿

経済産業局長

平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付申請のあった上記の補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第 8 条の規定により通知します。

記

1. 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号をもって交付申請のあった平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
3. 補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の記載のとおりとします。
4. 補助金の額の確定は、次によるものとします。

前記 1 により配分された補助対象経費の区分ごとに、補助事業者の実支出額に 2 分の 1（後継者育成事業のうち研修教材等経費については 3 分の 1、伝統的工芸品産業振興事業のうち地域伝統的工芸品産業人材育成・交流支援事業については 3 分の 1）を乗じて得た額と配分された補助金の額のいずれか低い額の合計額とします。
5. (補助事業者名) は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び地域資源活用新事業展開支援事業費等補助金（伝統的工芸品産業支援補助金）交付要綱（平成 20・03・27 財製第 3 号。以下「交付要綱」という。）で定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 適正化法第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による交付決定の取消し、第 18 条第 1 項の規定による補助金等の返還及び第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。

- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。
- 6 . 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要網の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなります。
- 7 . (補助事業者名) は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。
- (1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
 - (2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所
申請者
名 称 印

平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、地域資源活用新事業展開支援事業費等補助金（伝統的工芸品産業支援補助金）交付要綱第10条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 事業名

2. 変更の内容

別紙を添付のこと

3. 変更の理由

- （注）1. 申請する事業に応じて（ ）内を適宜修正すること。
2. 本様式は、日本工業規格A4縦型とすること。

様式第3の別紙

伝統的工芸品産業支援補助金

(1) 計画変更後の経費の配分及び算出基礎

経費区分	国庫補助事業に 要する経費		国庫補助対象経 費		国庫補助対象経 費の算出基礎		国庫補助金額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
その他									
合 計									

(2) 計画変更が補助事業に及ぼす影響

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所
申請者
名 称 印

平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、地域資源活用新事業展開支援事業費等補助金（伝統的工芸品産業支援補助金）交付要綱第11条の規定に基づき申請します。

記

- 1．中止（廃止）する事業名
- 2．理由
- 3．中止の期間（廃止の時期）

- （注）1．申請する事業に応じて（ ）内を適宜修正すること。
2．本様式は、日本工業規格A4縦型とすること。

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所
申請者
名 称 印

平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る補助事業遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業に係る事故について、地域資源活用新事業展開支援事業費等補助金（伝統的工芸品産業支援補助金）交付要綱第 14 条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 事業名
2. 補助事業の進ちょく状況
3. 同上に要した経費
4. 事故の内容及び原因
5. 事故に対する措置
6. 補助事業の遂行及び完了の予定

- (注) 1. 事故の理由を立証する書類を添付すること。
2. 補助事業は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった事業を記入すること。
3. 本様式は、日本工業規格 A 4 縦型とすること。

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所
申請者
名 称 印

平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る補助事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業の遂行状況について、地域資源活用新事業展開支援事業費等補助金（伝統的工芸品産業支援補助金）交付要綱第 15 条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

（別紙のとおり）

- （注）1．申請する事業に応じて（ ）内を適宜修正すること。
2．本様式は、日本工業規格 A 4 縦型とすること。

様式第 6 の別紙

平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る補助事業遂行状況報告書

- 1．補助事業遂行状況
- 2．補助対象経費の使用状況
- 3．補助事業の効果

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所
申請者
名 称 印

平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業を平成 年 月 日付けで完了（廃止）しましたので、地域資源活用新事業展開支援事業費等補助金（伝統的工芸品産業支援補助金）交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告します。

記

（別紙のとおり）

- （注）1．実績報告書に次の算式を明記すること。
補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額
- 2．申請する事業に応じて（ ）内を適宜修正すること。
 - 3．本様式は、日本工業規格A4縦型とすること。

様式第7の別紙

伝統的工芸品産業支援補助金

1. 事業区分の名称及び内容

2. 補助事業者の名称

組合等又は 団体等

(1) 収 入

費 目	金 額 (円)
自己調達資金等	
都道府県の補助金	
市区町村の補助金	
組合等又は団体等の資金	
国庫補助金	
合計	

(2) 支 出

(単位：円)

経費区分	国庫補助事業に 要した経費		国庫補助対象経費		国庫補助充当額		
	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	交 付 決定額	実績額
その他							
合計							

3. 補助事業の実施内容及び補助対象経費内訳

(1) 後継者育成事業

研修実績

区分	研修日	研修時間	研修内容	受研人員	講師名	講師謝金	備考
	年 月 日	時間		人		円	
(合計)	延べ 日間	(延べ 時間)		延べ 人		円	

(注) 1. 受研者名簿を添付すること。

2. 区分の欄は、例えば、デザイン部門、生活部門等の研修部門名を記入すること。

3. 研修内容欄は、例えば、の伝統について、木目の組合せ方法について等、研修の具体的内容を簡単に書くこと。

研修教材等諸費

教材等の品名	数量	単価	金額	使用目的	備考
	個	円	円		
(合計)			円		

(注) 使用目的欄には、その用途が特にまぎらわしいものについて、例えば、デザイン研修のための被写体等その具体的な用途を簡単に書くこと。

(2) 技術・技法の記録収集・保存事業

事業の具体的実施内容

企画会議費

開催年月日	開催場所	出席人数	会議内容	経費内容	備考
				円	
(合計)				円	

資料収集費

資料の名称	数量	単価	金額	備考
(合計)		円	円 円	

記録フィルム・記録文献作成費

品名	数量	経費内訳	委員氏名	備考
(合計)		円 円		

(3) 原材料確保対策事業

事業の具体的実施内容

企画会議費

開催年月日	開催場所	出席人数	会議内容	経費内容	備考
(合計)				円 円	

原材料開発研究調査費

調査年月日	調査場所	参加人数	調査内容	経費内容	備考
(合計)				円 円	

区分	経費内容	備考
報告書作成費	円 (合計)	
原材料分析費	円 (合計)	

(4) 需要開拓事業

事業の具体的内容及び展示会の名称

企 画 会 議 費

開催年月日	開催場所	出席人数	専門家氏名	会議内容	経費内容	備考
(合計)					円	
					円	

展示会開催事前準備費

区 分	実施時期	経費内訳	備考
事務打合せ旅費		円	
通信連絡費		円	
印刷広報費		円	
映像資料等作成費		円	
(合計)		円	

展示会等開催事業費

開催年月日	開催場所	区 分	出席人数	経費内容	備考
		会場費		円	
		出展旅費		円	
		(合計)		円	

開催年月日	開催場所	区分	数量	経費内容	備考
		出品物梱包及び運送費		円	
		装 飾 費		円	
		(合計)		円	

展示会成果検討費

開催年月日	開催場所	区 分	出席人数	経費内容	備考
		謝金		円	
		会場費及び会議費		円	
		(合計)		円	

区 分	数量・人数	単価	経費内容	備考
成果アンケート調査用紙印刷費		円	円	
アンケート調査集計				
アルバイト賃金		円	円	
検討用資料印刷費		円	円	
報告書作成費		円	円	
(合計)			円	

(注) 1. 実施した事業区分ごとに記載すること。

2. 報告書、パンフレット等を作成した場合には、その資料等を添付すること。

(5) 意匠開発事業

事業の具体的実施内容

企 画 会 議 費

開催年月日	開催場所	出席人数	専門家氏名	会議内容	経費内容	備 考
					円	
(合 計)					円	

意 匠 開 発 費

	専門家氏名	コンサルタント内容	経費内訳	備 考
専門家雇用料			円	
専門家旅費			円	
(合 計)			円	

	品 名	種 類	ロット又は点数	経費内訳	備 考
新商品試作費				円	
(合 計)				円	

求 評 会 開 催 事 業 費

開催年月日	開催場所	区 分	数量	経費内容	備 考
		会場費		円	
		会場設営費		円	
		求評会運営費		円	
		(合 計)		円	

求 評 会 成 果 検 討 費

開催年月日	開催場所	区 分	出席人数	経費内容	備 考
		謝金		円	
		会場費及び会議費		円	
		(合 計)		円	

区 分	数量・人数	単価	経費内容	備 考
成果アンケート調査用紙印刷費		円	円	
アンケート調査集計				
アルバイト賃金		円	円	
検討用資料印刷費		円	円	
報告書作成費		円	円	
(合 計)			円	

(注) 1. 実施した事業区分ごとに記載すること。

2. 報告書、パンフレット等を作成した場合には、その資料等を添付すること。

(6) 需要開拓等共同展開事業

事業の具体的実施内容及び展示会の名称

企 画 会 場 費

開催年月日	開催場所	出席人数	専門家氏名	会議内容	経費内容	備 考
					円	
(合 計)					円	

展示会開催事前準備費

区 分	実施時期	経費内訳	備 考
事務打合せ旅費		円	
通信連絡費		円	
印刷広報費		円	
(合 計)		円	

展示会等開催事業費

開催年月日	開催場所	区 分	出席人数	経費内容	備 考
		会場費		円	
		出展旅費		円	
		(合 計)		円	

開催年月日	開催場所	区分	数量	経費内容	備 考
		出品梱物包及び運送費		円	
		装 飾 費		円	
		(合 計)		円	

展示会成果検討費

開催年月日	開催場所	区 分	出席人数	経費内容	備 考
		謝金		円	
		会場費及び会議費		円	
		(合 計)		円	

区 分	数量・人数	単価	経費内容	備 考
成果アンケート調査用紙印刷費		円	円	
アンケート調査集計 アルバイト賃金		円	円	
検討用資料印刷費		円	円	
報告書作成費		円	円	
(合 計)			円	

(注) 1. 実施した事業区分ごとに記載すること。

2. 報告書、パンフレット等を作成した場合には、その資料等を添付すること。

(7) 新商品共同開発事業

事業の具体的実施内容

企 画 会 議 費

開催年月日	開催場所	出席人数	専門家氏名	会議内容	経費内容	備 考
					円	
(合 計)					円	

新 商 品 開 発 費

	品 名	種 類	ロット又は点数	経費内訳	備 考
新商品試作費				円	
(合 計)				円	

求 評 会 開 催 事 業 費

開催年月日	開催場所	区 分	数量	経費内容	備 考
		会場費		円	
		会場設営費		円	
		求評会運営費		円	
		(合 計)		円	

求 評 会 成 果 検 討 費

開催年月日	開催場所	区 分	出席人数	経費内容	備 考
		謝金		円	
		会場費及び会議費		円	
		(合 計)		円	

区 分	数量・人数	単価	経費内容	備 考
成果アンケート調査用紙印刷費		円	円	
アンケート調査集計				
アルバイト賃金		円	円	
検討用資料印刷費		円	円	
報告書作成費		円	円	
(合 計)			円	

(注) 1. 実施した事業区分ごとに記載すること。

2. 報告書、パンフレット等を作成した場合には、その資料等を添付すること。

(8) 伝統的工芸品産業振興支援事業
 地域伝統的工芸品産業人材育成・交流支援事業

研 修 等 実 績

区分	研修日	研修時間	研修内容	受研人員	講師名	講師謝金	備考
	年 月 日	時間		人		円	
(合計)	延べ 日間	(延べ 時間)		延べ 人		円	

研 修 教 材 等 諸 費

教材等の品名	数 量	単 価	金 額	使用目的	備考
	個	円	円		
(合 計)			円		

広 報 ・ 宣 伝 費

品 名	数 量	単 価	金 額	使用目的	備考
(合 計)			円 円		

区 分	場 所	期 間	経費内容	備考
借料及び損料		年 月 日 ~ 年 月 日	円	
光熱水量		年 月 日 ~ 年 月 日	円	
(合 計)			円	

区 分	数量・人数	単価	経費内容	備考
通信運搬費		円	円	
アルバイト賃金		円	円	
消耗品費		円	円	
報告書作成費		円	円	
(合計)			円	

(9) 産地活性化事業

(活性化事業・連携活性化事業)

1 . 実施主体の概要

2 . 事業内容

(1) 実施テーマ名

(2) 実施体制

(3) 具体的内容

(4) 実施場所

(5) 実施期間

(6) 委託した場合

委託先

委託契約日、委託期間

具体的内容

3 . 経費内訳 (単位 : 円)

(1 0) 産地プロデューサー事業

1 . 実施主体の概要 (プロデューサー名・役職等)

2 . 事業内容

(1) 実施テーマ名

(2) 実施体制

(3) 具体的内容

(4) 実施場所

(5) 実施期間

(6) 委託した場合
委託先

委託契約日、委託期間

具体的内容

3 . 経費内訳 (単位 : 円)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所
申請者
名 称 印

平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助金
について、地域資源活用新事業展開支援事業費等補助金（伝統的工芸品産業支援補助金）交付要
綱第 18 条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

金 円也

- 1．交付決定額
- 2．概算払受領済額
- 3．今回請求額
- 4．残額

（事業費別内訳は、別紙のとおり）

- （注）1．請求する事業により（ ）内は適宜修正すること。
2．本様式は、日本工業規格 A 4 縦型とすること。

(別紙)

(単位：円)

	交付決定額	概算払 受領済額	今回請求額	残 額
1. 伝統的工芸品産業産地振興事業 (1) 振興事業 (2) 共同振興事業				
2. 産地活性化事業 (3) 活性化事業 (4) 連携活性化事業				
3. 伝統的工芸品産業振興支援事業 (5) 地域伝統的工芸品産業 人材育成・交流支援事業 (6) 産地プロデューサー事業				
小 計				
合 計				

振込先金融機関名

預貯金の種別

金融機関に登録した住所(〒)

預金口座名

銀行/金庫

普通・当座・通知・別段(該当するものに 印)

支店

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所
申請者
名 称 印

平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金精算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助金について、地域資源活用新事業展開支援事業費等補助金（伝統的工芸品産業支援補助金）交付要綱第 18 条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

金 円也

1. 補助金交付決定額
2. 補助金確定額
3. 概算払受領済額
4. 今回請求額

振込先金融機関名 銀行 / 金庫 支店
預貯金の種別 普通・当座・通知・別段（該当するものに 印）
金融機関に登録した住所（〒）
預金口座名

- （注）1. 請求する事業により（ ）内は適宜修正すること。
2. 本様式は、日本工業規格 A 4 縦型とすること。

様式第9

取得財産等管理台帳（ 年度）

区分 財産名	規格	数量	単価 円	金額 円	取得 年月日	保管場所	補助率	備考

- （注）1．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第21条第1項に定める財産処分制限価格以上の財産とする。
- 2．数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。
ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
- 3．取得年月日は、検査を行なう場合は検収年月日を記載のこと。

取得財産等管理明細表(年度)

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	保管場所	備考
			円	円			

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第18条第1項に定める財産処分制限価格以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
3. 取得年月日は、検査を行なう場合は検収年月日を記載のこと。

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所
申請者
名 称 印

取得財産の処分承認申請書

平成 年度の伝統的工芸品産業支援補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、申請します。

記

- 1．補助事業名
- 2．取得資産の品目及び取得年月日
- 3．取得価格及び時価
- 4．処分の方法
- 5．処分の理由

- (注) 1．補助事業名は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった補助金名、事業名を記載すること。
- 2．本様式は、日本工業規格 A 4 縦型とすること。

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所
申請者
名 称 印

平成 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

地域資源活用新事業展開支援事業費等補助金（伝統的工芸品産業支援補助金）交付要綱第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額（経済産業局長が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. - 2.） | 円 |

- （注）1. 別紙として積算の内訳を添付すること。
2. 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の 5 パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除による減額等の対象額ではない。
3. 本様式は、日本工業規格 A 4 縦型とすること。

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所
申請者
名 称 印

伝統的工芸品産業支援補助金に係る企業化状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業に関し、平成 年度の企業化状況について、地域資源活用新事業展開支援事業費等補助金(伝統的工芸品産業支援補助金)交付要綱第 2 3 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施結果の企業化等の有無

- | | | |
|---------------------------|---|---|
| (1) 補助事業の実施結果の企業化 | 有 | 無 |
| (2) 工業所有権の譲渡又は実施権の設定 | 有 | 無 |
| (3) その他の補助事業の実施結果の他への供与 | 有 | 無 |

事業計画名	組合等の名称	補助金確定額	補助事業に係る本年度収益	控除額	本年度までの補助事業に係る支出額	基準納付額	前年度までの補助事業に係る累積納付額	本年度納付額

(記載注意事項)

- 「補助事業に係る本年度収益額」とは、補助事業の実施結果の企業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他の当該補助事業の実施結果の他への供与による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。
- 「控除額」とは、補助事業にかかる経費のうち組合等が自己負担によって支出した額の 5 分の 1 を言う。
- 「本年度までの補助事業に係る支出額」とは、本年度までに補助事業に係る費用として支出された全ての経費をいう。(補助金及び自己負担金)
- 「基準納付額」とは補助事業にかかる本年度収益額から「控除額」を差し引いた額に、「補助金確定額」を乗じ「本年度までの補助事業に係る支出額」で除した額をいう。
- 「前年度までの補助事業にかかる国への累積納付額」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
- 「本年度納付額」とは、基準納付額と累積納付額の合計額が補助金確定額を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、基準納付額と累積納付額の合計額が補助金確定額を超える場合には、補助金確定額から累積納付額を差し引いた残額が本年度納付額となる。

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所
申請者
名 称 印

平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る産業財産権等取得等届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業に関し、下記のとおり産業財産権等の取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、地域資源活用新事業展開支援事業費等補助金（伝統的工芸品産業支援補助金）交付要綱第 2 4 条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1．補助事業の名称
- 2．補助事業の概要
- 3．産業財産権の種類（番号及び産業財産権等の種類）
- 4．産業財産権の内容
- 5．相手先及び条件（譲渡、実施権設定の場合）

- （注）1．補助事業名は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった補助金名、事業名を記入すること。
- 2．申請する事業に応じて（ ）内を適宜修正すること。
 - 3．本様式は、日本工業規格 A 4 縦型とすること。